

第2次小美玉市男女共同参画推進計画

いろとりどりパレットプラン

令和2年度事業予定状況

(年次報告書)



小美玉市

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	<p>① 講演会(フォーラム)、講習会の開催、啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 <p>② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。 	市民協働課	<p>①フォーラムについては、実行委員会を中心に市民に分かりやすい内容やそれに応じた講師、会場内に講演以外の要素も取り入れながら、「参加しやすい」「参加したくなる」ような内容を検討し、実施を目指します。(市民協働課)</p> <p>・啓発については、これまで同様に市内のイベント等に出向いた啓発活動、また、推進委員を中心に学校や地域などに出向いた啓発を検討し、実施を目指します。(市民協働課)</p> <p>②引き続き、県や市外の講習会等の情報を収集し、公用バスを活用して市民の参加を促します。(市民協働課)</p>
	2	各種媒体による広報、啓発活動の推進	<p>① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、啓発パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報を、各種媒体を用いて市民へ情報を発信します。 ・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。 	市民協働課 社会福祉課	<p>ポスターの掲示やパンフレットの配布、ホームページ、広報紙を活用し情報提供に努めます。(市民協働課)</p> <p>広報誌や市ホームページを活用して、人権問題に関する情報を発信していきます。また、ポスター掲示・パンフレット配布による啓発活動を行います。(社会福祉課)</p>
	3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	<p>① 男女共同参画社会に関する国、県、他自治体の情報や図書・視聴覚資料等の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、男女共同参画の動向を把握します。 <p>② 男女共同参画に関する啓発図書やDVD等の貸出、及びデータの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発図書やDVDの貸出業務を行います。 ・男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関わる各種データを市ホームページで公表をします。 	市民協働課	<p>①国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などの情報を収集し、窓口等に配布し情報提供をします。(市民協働課)</p> <p>②引き続き、啓発図書やDVD等貸出業務を行います。男女共同参画推進計画の進捗状況のデータベース化を進め、市ホームページで公表します。(市民協働課)</p>

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	4	小美玉市の男女共同参画の推進	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の活動 ・小美玉市の男女共同参画を推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続して開催するとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。	市民協働課	小美玉市男女共同参画推進委員会を年5回程度開催し、啓発活動、講演会等の情報を提供します。(市民協働課)
② 性別による固定的役割分担意識の解消	5	就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を庁舎内に設置、配布を行います。	商工観光課 市民協働課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課) 女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を市役所窓口コーナーに設置します。(市民協働課)
	6	相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、窓口の一本化を図ります。 ・母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口について市民への周知活動を行います。 ・ハローワークからの情報を市役所の相談コーナーに設置し、情報提供を行います。	商工観光課 農政課 子ども課 市民協働課	①引続きハローワークと連携し市民への情報提供に努めます。(商工観光課) ①県、JAの相談窓口と連携し、相談者の意向に沿った就労に努めます。(農政課) ①茨城県・ハローワーク石岡等が行う就労支援事業の広報紙掲載・リーフレットの配布を行うなど関連機関との連携強化と市が窓口となってサービスへつなげることに努めます。(子ども課) ②広報紙や市ホームページ等に相談窓口の案内を掲載します。(市民協働課) ②児童扶養手当の現況届け提出期限に合わせハローワークの出張相談を設置するなど、ひとり親家庭の就労相談体制の強化に努めます。(子ども課)

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
③ 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発	7	男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり	<p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性に向けた男女共同参画に関する情報(男性の育児休暇やワーク・ライフ・バランスなど)を、各種媒体を用いて発信します。 <p>② 講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク等の手法を取り入れながら、参加者の自主性を促し、地域をテーマにした講習会や講座等を行います。 	市民協働課	<p>① 男女共同参画に関する情報を市ホームページに掲載し、情報発信をします。また、パンフレットやポスター等を市役所窓口に設置します。(市民協働課)</p> <p>② 地域への参画に向けた意識啓発地域をテーマにした講座を行えるよう、まずは、推進委員の地域に向けた養成講座を行います。(市民協働課)</p>
	8	学習機会の充実と指導者の育成	<p>① 学習機会の提供、学習成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の各種講座に対する市民ニーズを把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。また、生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。 	生涯学習課	各公民館において男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設を引続き推進します。また開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいように夜間の講座や休日の講座の開設も努めます。(生涯学習課)

基本目標1 わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発	9	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	学校教育課 指導室(教)	男女ともに多様な進路, 職業選択を可能とする進路指導(キャリア教育)を行っていきます。(学校教育課・指導室)
	10	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 ・中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	学校教育課 指導室(教) 社会福祉課	・引き続き, 男女共同参画・人権教育について学ぶ機会の充実を図っていきます。(学校教育課・指導室) ・小・中学校において、人権擁護委員による人権教室を開催します。(社会福祉課) ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止および延期の可能性あり ・中学生を対象とする人権作文の募集を行います。(社会福祉課) ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来年度に延期が決定
	11	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し ・男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方を見直し等を行います。 ・ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	学校教育課 指導室(教)	引き続き, 男女平等に基づいた教育の推進や学習・保育環境の整備に配慮していきます。(学校教育課・指導室)
	12	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ・人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	学校教育課 指導室(教)	引き続き, 教育関係者の人権意識を高められるよう, 研修の機会の充実を図っていきます。(学校教育課・指導室)
	13	新しい時代に必要となる資質・能力育成	① 児童生徒の資質・能力育成 ・児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	学校教育課 指導室(教)	新しい時代に必要となる資質・能力を育成できるよう, 授業改善を図っていきます。(学校教育課・指導室)

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 地域における教育・学習機会の充実	14	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	<p>① 自治会等や各種団体等への出前講座の推進 ・人権教育に関する講座を要望に応じて実施します。</p> <p>② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実 ・講座の開催にあたっては、対話形式やグループワークなどを取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 ・女性の市政への参画の意識を高めるため、女性団体と市長による「女性サロン」を開催します。</p> <p>③ 講師の派遣協力及び情報収集 ・優れた知識、技能、経験等を持つ講師や人材情報を県と連携して収集し、要望に応じて講師派遣のコーディネートを行います。 ・登録制度を設けて、市民への情報提供を行います。</p>	社会福祉課 市民協働課 秘書政策課 生涯学習課	<p>事業予定なし(社会福祉課) 引き続き市長との対話の機会を設け多くの女性に姿勢への関心を持っていただけるよう努めます。(市民協働課)</p> <p>女性団体と市長が直接対話できる機会として「女性サロン」を、年1回以上開催します。(秘書政策課)</p> <p>・県と連携して講師派遣の情報を収集し、講師情報の整備を行い、情報提供できる体制を整えていきます。(市民協働課) ・講座等で蓄積された講師等の情報を市民の要望があれば提供できる人材バンク登録者の提供を図ります。(生涯学習課) 人材バンクの登録者数を増やすために、広報紙、ホームページ等を利用し人材の確保に努めます。(生涯学習課)</p>
	15	学習環境の整備	<p>① 研修会・講習会等に参加しやすい環境づくり ・対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。 ・平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。 ・開催場所に応じて、バスを運行するなど交通手段についても配慮します。</p> <p>② 研修会・講習会に関する情報提供 ・広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。</p>	生涯学習課 市民協働課	<p>市内各公民館において男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設します。また開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいように夜間の講座や休日の講座の実施を推進します。また、公共交通の運行時間も考慮しながら講座の開設を図ります。(生涯学習課)</p> <p>・研修会・講習会等の対象者に応じ、託児所を設けるなどして、参加しやすい体制を整え、開催日時や場所に配慮します。(市民協働課) ・研修会、講演会等の開催日時や場所・交通機関について配慮します。(市民協働課) ・開催場所によっては、公用バスを運行するなどして、交通手段に配慮します。(市民協働課)</p> <p>②広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民へ研修会・講習会の情報提供を行います。(市民協働課)</p>

基本目標1 わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 地域における教育・学習機会の充実	16	広報、啓発活動の推進	① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課 市民協働課	家事・育児のタスク表を活用しながら自己の意識改革を行います。また、市内のイベント等に出向いた活啓発の際においても配布をしていきます。(市民協働課) ①親自身が成長し、子育て、家事,にかかわっていくための学び場として家庭教育学級を開設するとともに、家庭教育を推進するパンフレットや文集作成による啓発をおこなう。(生涯学習課)
	17	家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	①男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課 生涯学習課	引き続き、家事を担えることを目的とし、栄養バランスよく食品を選択できるようになるなど、食に関する知識や調理技術を伝え、自身の食生活に反映できるよう、支援します。(健康増進課) ・男性向けの講座を開設し、家庭料理づくりを体験することによって共生意識の醸成を図るために、仲間づくりや生涯学習活動の場を開催する。(生涯学習課)
	18	家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。	学校教育課 指導室(教)	引き続き、曜日や時間帯に配慮しながら年間行事計画を作成するとともに、開催日時を1か月前までに保護者に知らせよう努めます。(学校教育課・指導室)

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
③ 情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	19	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	<p>① 男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直し、企業・団体への働きかけを行います。 <p>② 学校教育、生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 <p>③ 学校におけるICT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適応できるよう、学習活動の中でICT機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開する事で、児童生徒の情報活用応力の更なる向上を図ります。 <p>④ 青少年のメディアリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。 ・子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTAや保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。 	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	<p>① 学校教育においては、企業や団体からの広報物や広告媒体を適切に掲示・配布します。(学校教育課・指導室)</p> <p>② メディアを活用し住民の文化活動への参加しやすい仕掛けをつくとともに 様々な支援を図り、住民参加・住民参画者数の増を目指します。(生涯学習課)</p> <p>③ ICT支援員やICT機器の適切な配置や活用に配慮し、児童生徒が確実に情報活用能力を身に付けられるようにします。(学校教育課・指導室)</p> <p>④ 総合的な学習の時間や道徳科など、学校教育の様々な場面で情報モラルについて正しい知識を得られるようにします。(学校教育課・指導室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市子ども会育成連合会及び青少年育成会等の団体活動の支援を行い、携帯電話等の安全な使用について、家庭での話し合いやルールづくりを推進し規範意識の醸成と基本的な生活習慣の定着を図ります。(生涯学習課)

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 国際理解の推進	20	学校教育における教育内容の充実(国際理解教育)	<p>① 学校での国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。 	学校教育課 指導室(教)	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化を知ることを通して、日本の文化を知り、行動する能力を高めていきます。 ・国際理解教育を通して、対話能力、ディベート能力、自己表現力を育てていきます。(学校教育課・指導室)
	21	多文化共生の推進	<p>①「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について対話するなど、交流する「場」を提供します。 <p>②ALT(外国人指導助手)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校等にALTを配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。 <p>③外国人が暮らしやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に訪れた外国人に対して通訳ができる通訳ボランティアや外国人向けの日本語教室でボランティアをする方を育成します。 	市民協働課 学校教育課 指導室(教)	<p>①国際交流ひろばを開催し、市民と市内在住の外国人の交流、多文化共生の推進に取り組みます。今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 実施回数:1回 実施日 :11月8日予定</p> <p>②昨年度よりALTを3名増員したことで、小学校外国語・外国語活動や中学校英語教育の活性化・多様化を一層推進していきます。(学校教育課・指導室)</p> <p>③日本語支援者を育成するための講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。(市民協働課)</p>

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 国際交流の推進	22	国際交流活動の推進	<p>① 姉妹都市(アメリカ・アビリン市)との交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 <p>② 国際交流関連団体への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。 	市民協働課	<p>①新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今年度の受け入れ事業は延期。(市民協働課)</p> <p>姉妹都市との写真交換(フラットスタンリー)など、交流し続ける方法を検討します。</p> <p>②ボランティア「野いばらの会」 ボランティア日本語教室「サバイディ」 日本語教室「手と手の会」への活動支援を実施します。(市民協働課)</p>
	23	国際交流に関する情報提供	<p>① 国際交流に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。 	市民協働課	引き続き、国際交流イベントや国際交流に関する情報を広報紙・市ホームページ及び協会広報紙に掲載します。また、フェイスブックでの情報提供を継続します。(市民協働課)

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進	1	政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・審議会等における女性の構成比率を、令和7年度までに35%を目指し、女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課	・引き続き、全庁的に女性の登用の向上するよう働きかけていきます。 ・多くの女性に政策・方針決定の場へ参画していただくことを目的として、「小美玉市女性人材リスト」事業を進め、紙の審議会や委員会等の委員の人材情報として活用していきます。(市民協働課)
	2	女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	・引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行い、また女性サロンも開催していきます。 ・女性が積極的に社会参加をができるよう、女性活躍推進に関する啓発のチラシを配布し、意識向上を高めます。(市民協働課)
② 職員の職域拡大、人材育成	3	女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	管理職への昇任について、性別は選考条件とはしておらず、あくまで職員個々の能力と実績を元に評価しており、今後もこの方針にもとづいた実証により昇任者が決定されます。その結果として、女性職員においてもその能力に応じた昇任がなされます。(人事課)
	4	職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	人事配置については、性別等に関係なく、あくまで職員個々の能力と適正においてのみ検討されるもので、一方の性に偏った職員配置をそもそも意図していないのが現状です。(人事課)
	5	職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課	今年度においても、現代的課題を取り入れた研修を全職員対象に実施します。また、役職や階層別も適宜実施します。(人事課)

基本目標2 輝く・活躍

あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	6	事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレットの配布を行います。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課)
	7	働き方見直しへの取り組み	①多様な働き方の取り組み ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化による問題に対応するため、就業機会の拡大や意欲・生産性を向上する環境づくりのため、パンフレット等での周知活動を行います。 ②企業の働き方改革 ・企業への働き方改革を啓発し、労働者の働く意欲を引き上げるための取り組みとして、企業訪問等でのパンフレット配布等の啓発活動を展開します。 ③女性活躍推進の情報発信 ・女性活躍推進での取り組みや連携している企業の紹介など情報を市のホームページで発信します。	商工観光課 市民協働課	①②パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課) ③女性活躍推進での取組企業について、広報紙やホームページ等で紹介し、働き方の取組を行っている企業の情報発信を行います。(市民協働課)
② 多様な働き方への支援	8	就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課)

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 多様な働き方への支援	9	職業能力の向上	<p>① 女性を対象とした各種講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労意欲を持つ女性を対象にキャリアアップにつながる講習会(セミナー)を開催します。 <p>② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 ・県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。 	市民協働課 商工観光課	<p>①市企業連絡協議会と連携して、企業に勤務している女性を対象に女性の能力向上のための講座を開催する。(市民協働課)</p> <p>②引続きハローワークと連携し市民への情報提供に努めます。(商工観光課)</p>
	10	就労形態の多様化への対応	<p>① 起業に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業を希望する女性を対象とした起業セミナーや講座等を行います。 ・市内で起業して活躍する女性を市のホームページや広報紙などで紹介し、また、女性の起業に向けたパンフレットなどを作成するなど、女性の起業について小美玉市独自の情報を提供します。 <p>② 新しい就労形態への支援策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。 	商工観光課 市民協働課	<p>①市民協働課と連携して、起業セミナー等を開催します。(商工観光課)</p> <p>①起業創業に興味がある女性を対象にプチ起業(マルシェデビュー)に向けた講座を開催します。また、起業している女性の紹介を広報紙やホームページに開催し情報発信します。(市民協働課)</p> <p>②創業支援等事業計画に基づき、創業支援ワンストップ窓口にて創業・企業を考えている市民の相談を受けます。(商工観光課)</p>
	11	多様な人材の活用	<p>①人材育成を図る企業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。 <p>②高齢者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。 	商工観光課 介護福祉課	<p>①既存の雇用奨励金等の情報提供に努めます。(商工観光課)</p> <p>②負担金の補助や業務委託、市民への活動周知を実施し、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくり、活力ある地域社会づくりを図ります。(介護福祉課)</p>

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
③ 農業・自営業者等への意識啓発	12	経営や方針決定への参画促進	<p>① 経営や方針決定への参画促進のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 <p>② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。 	商工観光課 農政課	<p>県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。(商工観光課)</p> <p>計画なし(農政課)</p> <p>②県や関係機関との連携を図り、営農に携わる女性のネットワークのづくりや、情報提供・相談等に努めます。(農政課)</p>
	13	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	<p>① 経営に関する情報提供の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営に対する広報活動を展開し、安定した経営が図られるよう情報発信を行います。 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。 	商工観光課 農政課	<p>県や関係機関との連携を図り、営農に携わる女性を対象とした講習会等の開催に努めます。(農政課)</p> <p>県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。(商工観光課)</p>
	14	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	<p>① 家族経営協定事業の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。 	農政課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き周知徹底に努めます。(農政課) ・県農業会議等からの就農関連案内の活用やいばらき女性農業委員の会等と連携を強化し、女性就労環境改善を目指します。(農業委員会)
	15	農業委員への女性の登用	<p>① 農業委員への女性登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 <p>② 女性人材情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。 	農政課 農業委員会	<p>①現在、女性農業委員2名在籍。次回の委員改選時に向け、女性農業委員が増員となるよう啓発・検討し、実施を目指します。(農業委員会)</p> <p>①女性の農業士等農業に携わる女性の活躍の情報発信に努めます。(農政課)</p> <p>②県関係機関と連携し女性農業士などとの交流を図り、人材情報の収集や情報の発信に努めます。(農政課)</p> <p>②女性就農者の人材情報を活用し、次回の委員改選時に積極的に女性農業委員の登用を目指します。(農業委員会)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備	1	子ども・子育て支援の充実	<p>① 保育機能の強化、多様化 ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 ・幼稚園が地域における子育て支援を担えるよう、保育のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。</p> <p>② 民間保育所の指導、育成、財政援助 ・多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業の充実 ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。</p>	子ども課 学校教育課	<p>①引き続き、公立幼稚園での預かり保育、民間保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育、休日保育等の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した保育の提供を実現することで仕事と子育ての両立を支援します。(子ども課)</p> <p>②引き続き、多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政支援をすることで、保育内容の充実及び質の向上を図ります。(子ども課)</p> <p>③引き続き、公営事業の効率化及びサービスの向上を目的とした児童保育に精通した業者への一部業美を委託している。(子ども課)</p>
	2	高齢者の暮らしを支えるサービスの実施	<p>① 在宅福祉サービスの充実 ・加齢に伴い移動、軽度な身の回りの世話などに支援を要する方に対し、サービスを実施し高齢になっても安心して暮らせる環境を整備します。</p>	介護福祉課	地域や関係機関等と連携して高齢者の見守り強化と高齢福祉サービスの充実に努める。また、利用者の個々の生活実態を踏まえて、適切なサービス提供に努めます。(介護福祉課)
	3	障がい者の介護支援の充実	<p>① 在宅支援サービスの充実 ・障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実に努めます。</p>	社会福祉課	「小美玉市障がい者計画(第4次)・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(H30～32)」に基づく障がい者施策の一層の推進を図り、引き続き、障がい福祉サービス等の充実に努めます。(社会福祉課)
	4	子育てや介護を支えるネットワークの整備	<p>① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり ・「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換の場を提供し、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる交流の場を提供します。 ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。</p>	子ども課 健康増進課	<p>①「子育て広場」等を開催し、育児に関する情報提供や相談指導を充実させ、親同士の交流の場を提供し、安心して子育てができる環境の場の整備に努めます。(子ども課)</p> <p>①引き続き、育児不安の軽減及び交流の場となるよう、専門職による相談や育児に関する情報提供等の内容を充実し事業を実施します。(健康増進課)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備	5	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	<p>① 茨城県結婚・子育て応援企業表彰の紹介 ・地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取り組みを行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置します。</p> <p>② 介護者のリフレッシュ事業の推進 ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。</p> <p>③ ファミリー・フレンドリーの紹介 ・女性の活躍を推進する優れた企業への「ファミリー・フレンドリー」表彰制度の周知を図ります。</p>	子ども課 介護福祉課 商工観光課	<p>①地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取組を行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置します。(子ども課)</p> <p>②在宅で介護している市民の身体的、精神的負担を軽減するため、社会福祉協議会へ委託し介護者の交流事業の実施と、制度や事業の啓発に努めます。(介護福祉課)</p> <p>③パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備	6	高齢者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 高齢者の趣味や生きがいがづくりの推進 ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をすることで、交流機会が拡大し、生きがいをもって生活できるよう支援します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。</p> <p>② 介護予防の推進 ・要支援者等の多様なニーズに対応できるよう、市独自の事業を提供し、介護予防に努められるよう取り組みます。</p>	介護福祉課	<p>① 高齢者が安心して生きがいがづくりに参加できるように、老人クラブの活動や敬老会事業の更なる活性化に向けて各会長や区長と連携を図る。また、広報紙等でのPRと活動参加の促進に努めます。(介護福祉課)</p> <p>② 重症化する前に、市独自の訪問型サービスを含めた新たな介護予防サービスを導入し、住み慣れた自宅や地域での自立した日常生活の支援に努めます。(介護福祉課)</p>
	7	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 福祉サービスの充実 ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。</p> <p>② 障がい者スポーツレクリエーション教室の開催 ・レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、障がい者スポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。</p>	社会福祉課	<p>①②引き続き、地域のニーズや実情に応じた地域生活支援事業の各種事業の充実に努めます。(社会福祉課)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② 高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備	8	多様な福祉サービスの展開	<p>① 相談業務の充実 ・「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。</p> <p>② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。</p>	子ども課 社会福祉課 介護福祉課	<p>①多様化する家庭の形態に対応し、安定した生活が送れるよう相談員と行政が情報を共有し、相談体制の充実に努めます。また、家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯の抱える幅広い相談に応じるとともに、就労へ向けた相談・支援に努めます。(子ども課)</p> <p>②引き続き、障がい福祉施策及び各種助成制度について、情報提供を図ります。(社会福祉課)</p> <p>②ホームページやパンフレットにて、住宅改修等の介護保険制度の周知を図ります。(介護福祉課)</p>
	9	LGBT(性的マイノリティ)への支援	<p>① LGBTに対する支援・情報提供 ・性的マイノリティへの不当な差別など当事者やその家族が抱える課題解決を図るため、性的マイノリティに関する支援方針を検討します。 ・性的マイノリティの当事者の方や家族、企業や学校等で当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどの解消等を図るため開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」など県の支援に関する情報などを提供します。</p>	市民協働課	<p>・LGBTとは何か、性的マイノリティに対する正しい知識を理解して対応できるよう啓発活動を行います。</p> <p>・LGBT支援として、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」に関する情報提供を行います。(市民協働課)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	10	防災体制の強化	<p>①防災会議等への女性の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議等への女性の委員登用を推進します。 	防災管理課	引き続き、自主防災組織や学識経験者枠の委員として婦人防火クラブ連絡協議会長、及び、女性会連絡協議会長を委嘱しました。(防災管理課)
	11	自主防災の強化	<p>①災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。 <p>②高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。 	防災管理課 市民協働課	<p>①福祉部等と連携を図り、危険区域や市からの避難発令基準等について災害時に支援者となる民生委員の方へ説明会等を行い、受け持ち地区における要支援者名簿記載の要支援者の居宅の危険度の把握や災害時の支援の優先順位等について認知・理解を促します。(防災管理課)</p> <p>①外国人を対象に避難訓練を行います。(市民協働課)</p> <p>②国から提供された冊子やリーフレット等を市役所・支所等で配布するとともに、国で公開している外国人向けの災害周知啓発情報等をホームページにリンク掲載する。(防災管理課)</p> <p>②外国人向けの情報提供として、災害時に対応できるよう、NHKワールドジャパンの公式サイトをホームページに掲載します。(市民協働課)</p>

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
④ 地域・社会活動への男女共同参画	12	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	広報紙、市ホームページでまちづくり組織団体の活動紹介を定期的に掲載し、市民がまちづくり活動に気軽に参加できるよう積極的に情報を発信していきます。(市民協働課)
	13	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	市民協働課 社会福祉課	引き続き、まちづくりの担い手の育成を目的として「おみたまふるさと塾」を開催します。女性の積極的な参加を促します。 実施期間:11月～3月(5回) 参加予定人数:30名(市民協働課) ボランティアリーダーとなる人材の確保に努め、委託により養成講座等を実施するなど、ボランティアに関する人材育成を図ります。(社会福祉課)
	14	地域社会における女性の人材活用	① 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報をリスト化し、情報提供をします。	市民協働課	小美玉市女性人材リストの事業を進め、情報の収集を行い、リスト化し必要に応じて情報提供を行います。(市民協働課)
	15	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	引き続き、各種媒体による広報・啓発活動の推進を行い、また女性サロンやランチミーティングも開催していきます。(市民協働課)

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 生涯を通じた健康保持の支援	16	母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)についての啓発 ・母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	健康増進課	引き続き、母性保護に関する啓発について各教室で助産師等による指導を実施します。(健康増進課)
	17	性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	学校教育課 指導室(教) 生涯学習課	道徳科を中心に、学校教育全体で性教育を推進します。また、性教育講演会等で保護者への啓発を図ります。教職員の研修については、年間計画に位置付けるようにします。 各中学校で、性教育講演会を実施します。また、特別活動や保健体育科でも、各学年の発達段階に応じた授業を実施します。(学校教育課・指導室) 8名の教育相談員を2箇所の適応指導教室と指導室に配置し、来所相談や電話相談に対応する。保護者には、4月に文書で周知します。 おみたま心のダイヤルを、火曜日～金曜日9:00～15:00で開設する。市のホームページで周知します。(学校教育課・指導室)

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 生涯を通じた健康保持の支援	18	母子保健事業の拡充	<p>① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。</p> <p>② 妊娠・周産期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。</p> <p>③ 訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。</p>	健康増進課	<p>①妊婦健診について14回分、産婦健診について2回分を公費負担します。</p> <p>②引き続き、妊娠届出時に保健指導及びパンフレット等の資料を配布します。「ハローベビー教室」では、家族が参加しやすいよう配慮し、休日開催も実施します。</p> <p>③乳児全戸訪問については、特に生後1か月以内の訪問率向上を目標に取り組み、育児不安軽減を図ります。また、産後の心身のケアや育児サポートのため、必要に応じ産後ケアに繋がります。 乳幼児健診については、未受診者対策を徹底し、引き続き高い受診率を維持し、指導内容を充実し実施します。(健康増進課)</p>
	19	健康意識の向上、健康管理の充実	<p>① 各種健診、健康教育・健康相談事業の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。</p> <p>② 地域・職域連携の推進 ・市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。</p> <p>③ こころの健康への支援 ・広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。</p>	健康増進課	<p>①各自が自身に必要な健診等を自覚し、受診しやすい環境を整備するため、総合健診・住民健診および女性のがん検診を実施します。働き盛り世代も受診しやすいよう、休日健診日の設定を継続実施します。また正しい知識を普及するため、各種健康教室、健康相談事業を継続実施します。</p> <p>②引き続き、健診実施場所等の周知を広報紙や年間予定表の配布等で実施するとともに、クーポン券や個別の受診勧奨通知の送付などを行います。(健康増進課)</p> <p>③引き続き、こころの健康への関心を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発活動を実施します。また、こころの体温計の利用促進やこころの健康相談の充実、ゲートキーパー養成講座などの実施により、サポート体制の充実も図ります。(健康増進課)</p>

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② DV防止対策の強化	20	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	<p>①広報活動の実施 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。</p> <p>②市民への啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動を推進し、DV、児童虐待などあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけていきます。</p>	市民協働課	<p>①市役所窓口、公共施設等にDV相談カード等を設置し、引き続き、DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動に努めます。(市民協働課)</p> <p>②引き続き、DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動に努めます。イベント時に相談窓口を案内した啓発用品の配布を行います。また、女性に対する暴力撲滅啓発のためのパープルのライトアップを実施します。(市民協働課)</p>
	21	教職員の能力の向上とサポート体制	<p>①教職員資質能力向上の研修の実施 ・小美玉市教育研究会(市内公立小中学校教職員で構成)において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 ・小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。</p>	学校教育課 指導室(教)	小美玉市教育研究会における人権教育部会で、講演や協議を行います。また、その内容を各学校で伝達し、市内の教職員全体の指導力向上を図ります。指導室(教)
	22	相談体制の整備	<p>①被害を訴える場(相談窓口)の周知活動 ・DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めます。 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときに被害の相談をできる相談場所について広報紙や市ホームページ等から情報提供を行います。</p>	子ども課 市民協働課	<p>被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努め、電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めます。(子ども課)</p> <p>引き続き、被害を訴える場(相談窓口)について、広報紙や市ホームページに掲載し周知活動を行います。(市民協働課)</p>

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
② DV防止対策の強化	23	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	<p>① DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。 被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。 <p>② 被害者の個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。 	子ども課 市民課 学校教育課 指導室(教)	<p>①被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努め、被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。(子ども課)</p> <p>②・引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校においては、職員の共通理解を図り、個人情報の保護を徹底します。指導室(教)
	24	DV対策に向けた庁内の連携	<p>① 庁内DV対策連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。 	子ども課 市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> 市民課・医療保険課・収納課など窓口で相談がある課との連携を図ります。(子ども課) 引き続き、関係所管と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めます。(市民協働課)
	25	担当職員の資質向上	<p>① 庁内外への研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。 	子ども課	県などが主催する、研修会に積極的に参加いたします。(子ども課)

基本目標4 創る・進める

推進体制を整備する

重点目標1 推進体制の整備・充実

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	令和2年度事業予定
① 計画の推進、管理体制の整備	1	推進、進行管理体制の整備	<p>① 小美玉市男女共同参画推進委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画を着実に推進するため、委員会を継続的に開催し、検討を行います。 <p>② 事業実施状況の取りまとめ(毎年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況を把握し、広報紙や市のホームページを通して市民に情報を公開します。 	市民協働課	<p>計画を着実に推進するため、男女共同参画推進委員会を開催し、計画の進捗状況について検討をしていきます。(市民協働課)</p> <p>計画の進捗状況の取りまとめを行い、広報紙やホームページを通して、情報を公開します。(市民協働課)</p>
② 市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり	2	市民、事業者、民間団体等との協働	<p>① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取り組みへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に仕組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。 ・男女共同参画に関する自主的な取り組みを行う市民、事業者、民間団体と事業を協働で行い、ネットワークづくりに努めます。 	子ども課 市民協働課	<p>引き続き、「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。(子ども課)</p> <p>「ハーモニー功労賞」の推薦は平成29年度に廃止となりましたので、自主的に取組を行っている団体等と協働で男女共同参画に関する事業を行いネットワークづくりに努めます。(市民協働課)</p>
	3	国、県、近隣市町村との協調	<p>① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行います。 	市民協働課	<p>引き続き、国、県、近隣市町村の男女共同参画に関する施策の情報収集や研究に努めて、市の施策に反映していきます。(市民協働課)</p>